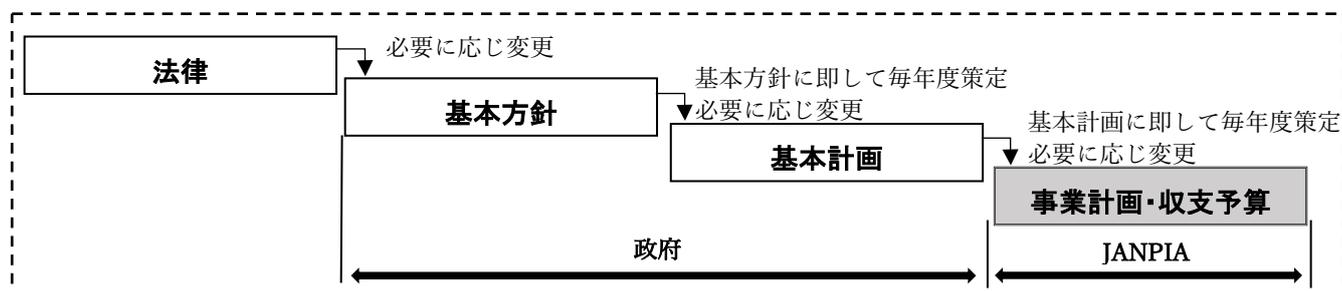


2023 年度「基本計画」「事業計画」の変更について

内閣府休眠預金等活用担当室
令和 5 年 12 月

1. 基本計画・事業計画の位置付け

- ・政府は、基本方針に即し、毎年度「基本計画」を定め（休眠預金等活用法第 19 条）、指定活用団体は毎年度「基本計画」に即して「事業計画及び収支予算」を作成し政府の認可を受ける（同法第 26 条）。
- ・同法の一部改正法の施行日が令和 5 年 12 月 31 日となったことを踏まえ、令和 6 年 1 月から、活動支援団体に対する助成や資金分配団体に対する出資の公募が開始できるよう、基本計画及び事業計画の必要な変更を行う。



2. 基本計画・事業計画の変更のポイント

(1) 活動支援団体に対する助成事業について

- ・ 23 年度の助成総額は、3 億円を目安とする（助成期間は支援内容に応じて 1～3 年）
- ・ 活動支援団体の事業は、1) 支援対象の区分と、2) 支援内容の分野で類型化して設定し、申請団体が選択する
【支援対象の区分】（原則、①②のいずれかを選択）
① 資金支援の担い手 ② 民間公益活動を実施する担い手
【支援内容の分野】（①～④から複数分野を選択、1 分野のみも可）
① 事業実施（案件形成、ネットワーク形成、プロジェクト支援等）
② 組織運営（ガバナンス・コンプライアンス、資金管理等）
③ 広報・ファンドレイジング
④ 社会的インパクト評価（評価支援、ロジックモデル作成等）

(2) 資金分配団体に対する出資事業について

- ・ 23 年度の JANPIA による出資総額の上限は、10 億円を目安とする
- ・ JANPIA に申請団体の審査等を行う投資審査会を新たに設置する

(3) 公募スケジュール

- ・ 活動支援団体及び出資事業のいずれも、令和 6 年 1 月を目途に公募要領を公表し、事業の申請受付を開始する